

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(7月12日午前6時まで有効)

対象地域	全国すべての地域
マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内では着用義務(職場を含む) ・屋外では混雑している場所のみ着用義務。
<p>公共交通機関・タクシー・ 自家用車</p> <p>※出発点が基準</p>	<p>■鉄道、バスなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・メトロ、バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・鉄道、長距離バスは乗客85%まで ・観光バスは乗客85%まで <p>■乗用車、タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて6人まで 9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて8人まで ー未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外 ー介助を要する者は付き添い1人まで可 ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外 <p>■フェリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリーは50%まで) ・フェリー等のキャビンでは、家族(配偶者、正式同棲者、1・2親等親族)、身体障害者の付き添い1名の場合は1室4人まで、それ以外は1室に2名まで ・本土から島嶼へ向かう、及び島の間を移動するフェリーへの乗船には次のいずれか一つが必要: <p>(1)ワクチン接種証明書: 接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)少なくとも14日間が経過していること。</p> <p>(2)新型コロナウイルス検査証明書次のいずれか一つ: ア 出発前72時間以内のPCR検査の陰性結果証明書(鼻腔又は口腔内粘膜から検体が採取されたこと) イ 出発前48時間以内のラピッドテストの陰性結果証明書</p> <p>(3)新型コロナウイルス疾患または感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)</p> <ul style="list-style-type: none"> ーセルフテストは原則として不可。 ーただし、以下の移動についてはセルフテストの陰性結果証明でも可。 ・島間(郡間)での仕事上の定期的な移動(週1回) ・同じ郡内の島間での移動(週1回、又は出発前24時間以内)

	<p>・ペラマ-サラミナ島パルキア、ペラマ-サラミナ島ファネロメニ、リオ-アンディリオ、本土からエヴィア島、ポロス-ガラタス、プンダ-エラフォニソス、トリピティ-アムリアニ間の移動(出発前24時間以内)</p> <p>・12歳から17歳までの未成年(出発前24時間以内。証明書は1週間有効)</p> <p>・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定の質問票の記入が必要。</p> <p>ご参考: 当館作成資料リンク https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf</p> <p>■航空機(国内便)</p> <p>・利用の際は、次のいずれか一つが必要。</p> <p>(1)ワクチン接種証明書: 接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)少なくとも14日間が経過していること。</p> <p>(2)新型コロナウイルス検査証明書次のいずれか一つ: ア 出発前72時間以内のPCR検査の陰性結果証明書(鼻腔又は口腔内粘膜から検体が採取されたこと) イ 出発前48時間以内のラピッドテストの陰性結果証明書</p> <p>(3)新型コロナウイルス疾患または感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)</p> <p>ーセルフテストは不可。</p> <p>ー12歳未満は各種証明書提示義務を免除。</p> <p>ー検査機関は、各国(出発国か通過国)のナショナル・レファレンス検査機関(当地におけるパスツール研究所等)、公立検査機関、もしくは保健衛生当局が認証した民間検査機関(必ずしも新型コロナ専用検査機関である必要はない)であること。</p> <p>ー証明書には、旅券どおりの氏名が記載されていること。</p> <p>ー外国人入国者等で、各種証明書が英語・ギリシャ語以外(仏語、独語、伊語、西語、露語)で記載されている場合は各航空会社が判断する。</p> <p>・乗客はマスク着用義務。</p>
<p>公共サービス(役場等)</p>	<p>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</p> <p>・訪問は予約制、テレワーク義務</p> <p>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</p> <p>・ハイリスクグループの労働者は、訪問客等部外者との接触がない職場において、出頭による業務</p> <p>・訪問者の人数制限は16㎡につき1人まで</p> <p>・屋外でも、周囲との距離が確保されない場合はマスク着用義務</p>
<p>民間企業</p>	<p>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</p> <p>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、テレワーク義務</p> <p>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)</p> <p>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</p>

レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・店内営業は禁止(ホテル・宿泊客を除く) ・1テーブルにつき10人まで、立食は禁止 ・カウンター席は1.5mごとの2席とする。 ・屋外での宴会場(ケータリングを含む)は300人までとする
食料品店 (スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ(レジ待ちの列では2m以上の間隔) ・店内は16㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後9時半までの任意の時間
小売店舗、ショッピングセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・店内は16㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間
理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m以上の間隔を保つ ・100㎡までは6人まで、16㎡毎に1人ずつ追加 ・予約制のみとし、待合室は禁止 ・営業時間は任意で午前7時から午後9時までの任意の時間
遺跡、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m以上の間隔を保つ ・15㎡毎に1人まで ・グループは10人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く。 ・ガイド及び参加者が必要証明書を所持している場合は20人まで。必要証明書は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ーガイド: ワクチン接種証明書又は感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効) ー参加者: ワクチン接種証明書、感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)、PCR(参加前72時間以内)又はラピッドテスト(参加前48時間以内)の陰性結果証明書のいずれかを入場の際に提示する。但し12歳未満は免除。 ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ ・10㎡毎に1人まで ・グループは20人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く。 ・ガイド及び参加者が必要証明書を所持している場合は40人まで。必要証明書は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ーガイド: 同上 ー参加者: 同上

【共通事項】

1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。

2 入国制限対象となっていない国からのクルーズ船は、船籍を問わず寄港を許可。ただし、ギリシャ国内の出発港(home port)はピレウス、ケルキラ(コルフ)、ラブリオ、テサロニキ、イラクリオに限る。また、途中寄港(transit port)の港湾は、海運・島嶼政策省の指定する港湾に限る(詳細は <https://www.ynanp.gr/el/> に掲載)。入国制限対象となっている国に乗員がクルーズ中に上陸した場合、ギリシャ国内での寄港・上陸は不可。